

開催日時	令和 2 年 11 月 5 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 10
開催場所	福井市地域交流プラザ 6F 607 研修室
出席評議員	青山評議員、伊藤評議員、北評議員、木村評議員、滝内評議員、玉川評議員、中村評議員、松本評議員 (五十音順)
議 題	<p>(1) 令和元年度実績に基づくインセンティブ制度の運用について</p> <p>(2) 令和 3 年度の保険料率について</p> <p>(3) 令和 3 年度福井支部保険者機能強化予算 (案) について</p>
議 事 概 要 (主な意見等)	<p>(1) <u>令和元年度実績に基づくインセンティブ制度の運用について</u></p> <p>【学識経験者】 インセンティブの原資が 0.007%となっており、上位 23 支部にインセンティブを与えることは理解したが、インセンティブにおける減算率は、取り組み結果による支部順位だけでなく、適用される支部の被保険者数の大小によって影響されることになるのか。</p> <p>【事務局】 原資の総額は変わらないため、被保険者数の多い支部が上位になった場合は、インセンティブの適用される減算率は低い値となり、被保険者数の少ない支部が上位になった場合は、減算率は大きくなる。</p> <p>【事業主代表】 インセンティブの原資はどこから徴収しているのか。</p> <p>【事務局】 全支部の保険料率に一定の率を加算して徴収している。原案では、令和 3 年度は 0.007%分の金額を徴収することになる。</p> <p>【学識経験者】 指標④要治療者の医療機関受診率評価方法で福井県が全国トップクラスに位置しているが、何か新しい取り組みが行われた結果によるものか。</p> <p>【事務局】 受診勧奨の案内を事業主を通じて本人へ送付している、県医師会との連名による案内が良い方向に働いていると考えている。</p>

【被保険者代表】

指標④要治療者の医療機関受診率評価方法について、医療機関への受診勧奨の一次発送月を令和元年 11 月までとして判断したのは福井だけでなく、ほかの県でも医療機関への受診控えがあったと判断したということか。

【事務局】

受診勧奨から 3 か月以内の受診を評価対象としている中、どの支部でどの程度の影響があったというのはいずれも計り知れない。そこで全国的に医療機関への受診自粛の影響が見受けられるようになった令和 2 年 3 月以降が評価対象に含まれる令和元年 12 月以降の発送月を一律除外したほうが良いと判断を行った。

【被保険者代表】

指標①特定健診等実施率、②特定保健指導の実施率で検討されているように健診受診月の動向が各支部で異なっていると思われる。指標④要治療者の医療機関受診率についても 6 月～9 月分は、過去の健診受診の実績を加味して、対象者数、医療機関受診者数を推計すべきではないか。

【被保険者代表】

今回提示されているインセンティブ制度の運用案については、事務局提示のものが妥当なところであると認識している。令和 2 年度以降のインセンティブ制度については、全くやらないのか、評価できる項目のみで実施するのかといった方向性は決まっているのか。

【事務局】

全く決まっていない状況である。本部では改めて検討することとしており、令和 2 年度の評価方法について、改めて評議会で議論していただくことになると考えている。

【被保険者代表】

令和元年度の評価でコロナの影響した月を基本的に除外して評価していることから見ると、令和 2 年度の評価においても影響した月を除外するものと考えられる。各県の感染状況が異なっているため、影響の範囲を一律に設定できない可能性もあり、また除外する月が多くなると、1 年間の評価として正当なのか疑問に感じる。

(2) 令和 3 年度の保険料率について

【学識経験者】

令和 2 年度の福井支部保険料率について、どのように決定されていくのか。

【事務局】

過去の実績を基にした今後の医療給付費と保険料収入見込を用いて、全国の平均保険料率を 10.0% と算出するとともに福井支部に絞って同様に算出し、相対的に比較する。

【被保険者代表】

単年度収支均衡保険料率を超えて 10%維持の保険料率を続けた結果、準備金が積みあがりすぎているため、保険料率を引き下げべきとの主張をしてきた。準備金を取り崩して保険料率を下げたほうがよいとも思うが、10%を維持しても、コロナケースのシミュレーションで単年度収支の赤字や法定準備金を下回る時期が早まると示されており、10%維持はやむを得ないものと思う。

【被保険者代表】

今後、被保険者の伸びが鈍化するというのは、失業者が発生することによる影響として示されているのか。

【事務局】

コロナ禍による失業の影響によるものもあると考えるが、近年非正規労働者を被保険者に適用してきたものが頭打ちとなり、一段落したことも影響している。

【被保険者代表】

コロナケースでは、賃金上昇率がマイナスとして提示されているが、このままコロナ禍が長引けば、非正規労働者が失業する可能性が高く、賃金上昇率そのものはそれほど落ち込まないのではないか。

【事務局】

コロナケースはリーマンショック時の結果を当て込んだものであるため、おっしゃるようにそれほど落ち込まない結果になる可能性はあると思う。

【被保険者代表】

今回のコロナケースについては、将来の事業所規模に応じた非正規労働者の健康保険加入を加味した内容となっているのか。

【事務局】

ご認識のとおり、加味したものを提示している。

【被保険者代表】

家計に置き換えると、突然の出費が生じたので貯金を取り崩すといった行動に該当すると思う。これ以上保険料率を引き上げないためにも、準備金を取り崩していくというのは現実的なラインなのではないか。

【被保険者代表】

保険料納付猶予の仕組みはどういったものか。

【事務局】

コロナ禍により、収入が前年同期と比べて概ね 20%以上減少した事業所が申し出を行うことで、保険料の納付を猶予できるといったもの。令和 2 年 8 月 28 日時点で 1,050.3 億円となっている。

【事業主代表】

コロナ禍の影響を踏まえると、当面の賃金上昇は見込めず、被保険者数の大幅な増加も見込めない。さらに事業所数も減少する傾向が懸念されている中だが、健康保険制度の維持は重要。保険料率の上昇は致し方ないのかもしれないが、可能な限り上昇しないように取り組んでいただきたい。

【事業主代表】

建設業では、社会保険料の支払いを抑えるために従業員を一人親方とし、国民健康保険へ移行することになるのではないかと懸念している。

【学識経験者代表】

後期高齢者支援金の推移について、今後大幅な上昇が見込まれているが、検討されている後期高齢者の自己負担は2割を想定した算出であるのか。想定していないのであれば、今後2割負担によるシミュレーションも提示してほしい。

【事務局】

2割負担になっていないのではないと思うが、次回の評議会の際に回答する。

⇒本部へ確認の結果、1割負担による算出であることが確認された。

(3) 令和3年度福井支部保険者機能強化予算(案)について

【被保険者代表】

支部に配布された予算枠を消化しなかった場合はどうなるのか。

【事務局】

本部へ返却することになる。与えられた予算枠を消化しなかったことにより保険料率が引き下げられるといったことは生じない。

【学識経験者代表】

与えられた予算に対し、取り組んだ事業の総括がなかなか示されない。よって、取り組んだ事業が適正であるかの判断ができない。

ジェネリック事業であれば、インセンティブ項目の改善項目はマイナスとなっており、現実的に低年齢者のジェネリック使用につながっていない現状が窺える。

特定保健指導について、今回初めて受診してみたのだが、受診者の生活習慣が見直されたことによる効果が分かりづらい。事業所、受診者双方に伝えられる仕組みづくりに努力していただきたい。

次回の評議会開催予定について

令和3年1月の開催を予定。

以上